

【様式 A】

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

健康福祉部 保健衛生課

① 区 分	行政手続法の適用を受けるもの	<input type="radio"/>	※どちらかに○を記入してください。	
	行政手続条例の適用を受けるもの	<input type="checkbox"/>		
② 処 分 名	③ 番号 化製場等の設置の許可（魚介類鳥類等製造貯蔵施設に準用する場合）			
④ 根拠法令・条例・規則及びその条項号	化製場等に関する法律（昭和 23 年法律第 140 号）第 3 条第 1 項（第 8 条において準用する場合を含む。）			
⑤ 審 査 基 準 関 係	関係条項	化製場等に関する法律第 4 条（第 8 条において準用する場合を含む。）		
	基 準	大阪府化製場等に関する法律施行条例（昭和 59 年大阪府条例第 41 号）第 4 条及び別表第 1（第 8 条において準用する場合には、第 9 条及び第 10 条のとおり読み替える）、八尾市化製場等に関する法律施行細則（平成 30 年八尾市規則第 99 号）第 5 条に適合していること。		
	設定等年月日	平成 31 年 4 月 1 日設定 （平成 年 月 日最終変更）		
	公表の有無	<input checked="" type="radio"/> 有：ホームページに掲載	無：理由	
⑥ 標 準 処 理 期 間 関 係	設定の有無	<input checked="" type="radio"/> 有：ホームページに掲載	無：理由	
	標準処理期間	総日数 15 日（注：備考欄に記載の期間は含まれない。）		
	内 訳	経 由 機 関 で の 期 間 日 ()		
		協 議 機 関 で の 期 間 日 ()		
処 分 機 関 で の 期 間 日 ()				
設定等年月日	平成 31 年 4 月 1 日設定 （平成 年 月 日最終変更）			
⑦ 備 考	(1) 補正・訂正に要した期間及び返却期間 (2) 申請者が自ら申請内容を変更し、それに要した期間 (3) 申請者の責により基準確認等が不能な期間 (4) 本市の勤務を要しない日の日数			